持続的漁業達成事業

【令和６年度予算概算決定額　41（56）百万円】

＜対策のポイント＞

持続的な漁業の達成に向け、違法漁業防止寄港国措置協定（PSM協定）の実施等に向けた活動、ワシントン条約（CITES）に関する科学的なレビュー等に必要な経費を支援します。

＜事業目標＞

〇PSM協定の批准国数（目標値：80カ国）[令和８年度まで]
〇我が国及びFAO専門家の知見を生かした生物多様性の確保と水産資源の持続的利用の両立への貢献

＜事業の内容＞

1．IUU漁業対策支援促進事業（FAOへの拠出）　36 (43) 百万円

①PSM協定実施支援（継続）：PSM協定の確実な実施のための能力開発等を支援。
②資源管理・監視取締データ収集能力強化（継続）：リモートでの漁船の監視・取締体制の構築に向けたデータ収集等を含め、FAOが途上国に対し行う漁業データ収集能力の向上等のための能力開発を支援。
③地域漁業管理機関（RFMO）等を通じた能力強化（継続）：優良事例の幅広い導入に向けた能力開発や、知見共有のためのワークショップ開催等を支援。
④新たなRFMOの設立を含む地域的漁業管理の強化支援　（拡充）：横断的な助言を行いうるFAOの立場を生かして、実効性のある地域漁業管理機関の設立を含む地域的な漁業管理の強化を支援。

2．健全な漁業生態系確保事業（FAOへの拠出）　5(5) 百万円

①漁業対象種のワシントン条約（CITES）掲載対策（継続）：CITES附属書掲載種の資源状況、漁業管理、貿易の影響等についてのレビュー等を支援。
②海洋保護区（MPA）等区域型管理ツールに基づく管理（継続）：国際会議において、漁業を禁止するような区域型管理が合意されないよう国際会議の場での発信等を支援。

3．漁業補助金関連会合参加支援事業（WTOへの拠出）　0（3）百万円

（前年度限りの経費）

4．漁業補助金通報支援事業　（WTOへの拠出）　0(5) 百万円

（前年度限りの経費）

＜事業イメージ＞

● IUU漁業対策支援促進事業

- リモートでの漁獲データ、監視取締データの収集を含め、漁獲データ収集能力の向上　等
- 地域漁業管理機関・地域漁業諮問機関での知見の共有やコンサルティング　等
- PSM協定の確実な実施のための、途上国における能力開発　等
- 新たな地域漁業管理機関設立のための情報収集、地域ワークショップの開催　等

FAO → 専門家派遣等 → 途上国、地域漁業管理機関、地域漁業諮問機関

● 健全な漁業生態系確保事業

- 漁業の専門知見を有する唯一の国際機関であるFAOを通じ、科学的知見に基づく発信を行い、CITES、生物多様性条約（CBD）等の議論に貢献
- CITES掲載提案、区域型管理等の検討に際し、国際会議において科学的知見に基づく発信　等

FAO → 科学的レビュー・会議出席・ワークショップ開催等 → CITES、CBD等関連会合、途上国

＜事業の流れ＞

国 → 拠出金（日本（100%）） → 国際連合食糧農業機関（FAO）

［お問い合わせ先］　（１）輸出・国際局新興地域グループ（03-3502-5913）
（２）水産庁国際課　（03-3591-1086）